

改正

令和 7 年 2 月25日 告示第34号

大和市商店街活性化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、商店街の活性化を図るため、商店街団体が実施する商店街活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において商店街団体とは、主として中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。）によって地域的に組織され、販売促進等商店街の活性化を図る団体であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 商店街の事業協同組合
- (3) その他市長が適当と認める団体（商業、サービス業等を営むものによって組織された団体に限る。）

(補助事業等)

第 3 条 補助事業、補助対象経費及び補助金の額については、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 申請者は、規則第 4 条に規定する書類に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、当該書類の一部を省略することができる。

- (1) 全体計画書（当該補助事業の概要、必要性、実施により期待される効果等を記したものをいう。）
- (2) 申請者の定款又は規約
- (3) 申請者の会員名簿
- (4) 道路占用許可書、建築確認済証その他の補助事業の実施に必要な許可書の写し
- (5) 補助事業の実施手順を記載した実施概要
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 5 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類に、補助対象経費の領収書の写し及び補助事業の実施が確認できる写真その他の市長が必要と認める書類を添えて補助事業の完了した日から20日以内に市長に提出しなければならない。

(届出事項)

第 6 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 商店街団体の事務所を移転したとき、又は商店街団体の名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 商店街団体が合併し、又は解散したとき。
- (3) 補助の対象となった施設が使用できなくなったとき。

- (4) 補助事業の実施に係る土地又は建物の所有権の移転又は賃貸借契約の解消があったとき。
(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年2月25日告示第34号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市商店街活性化事業補助金交付要綱の規定により交付した補助金に係る返還については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

補助事業		補助対象経費	補助金の額
1 C I プラン策定事業	特色ある商店街づくりのために、当該商店街の認知度を上げ、又は他との差別化を図る情報発信等を行うための計画を策定する事業であって、商店街団体が実施するもの	当該年度内に実施する補助対象事業に要する経費の合計。ただし、旅費及び飲食に係る経費を除く。	補助対象経費に係る実支出額に10分の3を乗じて得た額又は5,000,000円のいずれか少ない方の額
2 商店街催事等事業	次の各号のいずれかに該当する事業 (1) 商店街の活性化と個店の販売を促進するために、商店街団体が計画的に実施するイベント事業 (2) 社会経済情勢を把握し、その対応を検討するために商店街団体が計画的に実施する研修会等の開催事業 (3) 地域住民とのコミュニケーションを図るために、商店街団体が計画的に実施する消費者懇談会、消費者モニター制度等の消費者参加事業	当該年度内に実施する補助対象事業に要する経費の合計。ただし、旅費及び飲食に係る経費を除く。	補助対象経費に係る実支出額又は50,000円のいずれか少ない方の額
3 その他市長が適当と認めるもの	商店街の活性化推進に資する事業として市長が特に認めたもの		補助対象経費に係る実支出額に10分の3を乗じて得た額又は5,000,000円のいずれか少ない方の額

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。